

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱（以下、「要綱」という。）を補則することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「補助対象事業」とは、要綱第4条で規定する基準を満たす事業をいう。

（補助対象区域）

第3条 要綱第2条(4)イで定める見込みがある区域とは、上越市景観条例（平成12年上越市条例第2号）第10条に基づく景観づくり重点区域その他景観に関する法令に基づく地区指定等の指定に係る申請がなされている区域を指す。

（要望書の提出）

第4条 補助金の交付を受けようとする人又は団体（以下、「要望者」という。）は、原則として工事を行う前年度の4月1日から5月31日までの間に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）要望書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料
- (4) 施工内容が分かる図面等

（要望書の審査）

第5条 市長は、前条の要望書の提出があったときは、内容を審査し、補助対象事業に該当することを確認するものとする。

（予算要求）

第6条 前条の審査により、補助対象事業に該当するときは、次年度の予算を要求するものとする。

（要望者への回答）

助金の交付を受けようとする人又は団体（以下、「要望者」という。）は、原則として工事を行う前年度の4月1日から5月31日までの間に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）要望書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から実施する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から実施する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から実施する。

別記第1号様式（第4条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業要望書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所
氏 名
電 話 番 号

年度に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業を実施したいので、下記のとおり補助金の要望を提出します。

記

施 工 場 所	上越市
施 工 内 容 （□にレ点を記入してください。）	☐ 雁木及び雁木下の歩行面 ☐ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費 （内容： ） ☐ 雁木の除却費 （内容： ） ☐ 外観（道路に面する部分に限る。） ☐ 住宅等修景費 （内容： ） ☐ 建築設備等修景費 （内容： ） ☐ 屋根 ☐ 住宅等修景費 （内容： ）
施 工 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで（予定）
事 業 費	円（消費税を含む） （うち補助対象経費 円）
補 助 金 要 望 額 （補助対象経費の5/6以内）	円（1,000円未満の端数切り捨て）
添 付 書 類	1 位置図 2 補助対象事業に係る見積書の写し 3 資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料 4 施工内容が分かる図面等

第 号
年 月 日

様

上越市長

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）回答書

年 月 日付けで要望のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの
と お り 内 定 し た
街なみ形成支援）について、下記の
理由により不採択とした

記

☐ 内定	施工内容	☐ 雁木及び雁木下の歩行面 ☐ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費 （内容： ） ☐ 雁木の除却費 （内容： ） ☐ 外観（道路に面する部分に限る。） ☐ 住宅等修景費 （内容： ） ☐ 建築設備等修景費 （内容： ） ☐ 屋根 ☐ 住宅等修景費 （内容： ）
☐ 不採択	理 由	